- 各 単組執行委員長 様
- 各 単組共済担当者 様

こくみん共済 COOP(全労済) 自治労共済推進本部 福島県支部 事 務 局 長 坂内 孝浩 (職印省略)

「2022 年3月 福島県沖を震源とする地震」の 保障内容と審査方法等について

日頃より自治労共済にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

3月16日の深夜に発生した地震により、被害を受けた組合員・家族の皆様に心からお 見舞い申し上げます。

さて、部門間での調整等により通知が遅れまして大変ご迷惑をおかけしましたが、今回 の地震について保障内容及び審査方法等について下記となりますので、各組合員への周知 をお願いいたします(審査方法は、現時点での取り扱いであり今後変更となることもあり えます。実際の取り扱いについては、請求の際に損害調査部門よりの指示等によるものと なりますこと申し添えます)。

なお、共済金のお支払いにつきましては、迅速な対応を図るよう努めていきますが、事 案によりやむを得ず対応が遅れる場合がありますので、ご理解くださいますようお願いし ます。ご不明な点等ございましたら、担当までご連絡いただけますようお願いいたします。

記

1. 保障内容について

基本型(慶弔共済)

- (1) 給付の対象となる損害(事由)
- ①建物の損害額(こくみん共済 coop の認定基準に基づき計算された損害額)が20万円を超える場合
- ②共済事故を直接の原因として被共済者の同居親族が死亡した場合

■建物の損害額に含まれるもの(一部壊の場合のみ認定対象)

- ・**付属設備**(ベランダ・テラス・バルコニー・電気設備・給排水設備・浴槽設備・厨 房設備など)の損害
- ・付帯設備(換気装置・給湯器設備・エアコンなど)の損害

■建物の損害額に含まれないもの

- ・付属建物(物置・車庫・納屋など)の損害
- ・付属工作物(門・塀・垣根など)の損害・家財の損害・

(2) 保障額(住宅災害見舞金)

給付事由			保障額
建物	全壊・流出 70%以上		50,000 円
	大規模半壊	50%~70%未満	30,000 円
	半壊	20%~50%未満	25,000 円
	一部壊	損害額が20万円超	5,000円
同居親族の死亡			20,000 円

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、総合共済の加入があり、かつ、総合共済の被共済者が居住している住宅の損害額が20万円を担える ときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、総合共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いを約束する ものではありません。

火災共済

(1) 給付の対象となる損害(事由)

火災共済(住宅もしくは家財)に30 口以上の契約があり、かつ、建物の損害額(こくみん共済 coop の認定基準に基づき計算された損害額)が20 万円を超える場合に限り『地震等災害見舞金』として給付(但し貸家契約・空家契約は対象外)

■建物の損害額に含まれないもの

- ・**付属設備**(ベランダ・テラス・バルコニー・電気設備・給排水設備・浴槽設備・厨 房設備など)の損害
- ・付帯設備(換気装置・給湯器設備・エアコンなど)の損害
- ・付属建物(物置・車庫・納屋など)の損害
- ・付属工作物(門・塀・垣根など)の損害・家財の損害

(2) 保障額(地震等災害見舞金)

給付事由		加入口数	
		~29 口まで	30 □~
全壊	70%以上	対象外	100,000円
大規模半壊	50%以上	対象外	60,000円

半壊	20%以上	対象外	50,000 円
一部壊	損害額が20万円超	対象外	10,000 円

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金を お支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いを約束するものではありません(※貸家契約、空家契約は対象となりません)。

※ 上記枠囲みで記載のとおり、地震等災害見舞金については、火災共済・自然災害共済 による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内 でお支払いすることになるため、お支払いを約束するものではありません。

(今後、同様の災害がおきた場合は、その都度ごとの判断により本見舞金に関する取扱 いは異なってきますので、今地震における取扱いとして受け止めてください)

自然災害共済

(1) 給付の対象となる損害

- ①地震等共済金
 - ア. 建物の損害額(こくみん共済 coop の認定基準に基づき計算された損害額)が 100 万円を超える場合(家財契約のみの場合も同様)
 - イ. 建物の損害額が 100 万円に満たない場合であっても、家財の損害額(こくみん共済 coop の認定基準に基づき計算された損害額)が 100 万円を超える場合。但し、家財契約がある場合に限り適用し、家財共済金のみ給付
- ②地震等特別共済金

自然災害共済(住宅もしくは家財)に20 口以上の契約があり、住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合

③付属建物等特別共済金

付属建物や付属工作物の損害額が 20 万円を超え、大型タイプの住宅契約に 20 口以上の契約がある場合

④傷害費用共済金

地震等共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族が当該地震 により 180 日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合

■建物の損害額に含まれるもの(一部壊の場合のみ認定対象)

- ・付属設備(ベランダ・テラス・バルコニー・電気設備・給排水設備・浴槽設備・厨 房設備など)の損害
- ・付帯設備(換気装置・給湯器設備・エアコンなど)の損害

■建物の損害額に含まれないもの(付属建物等特別共済金の対象)

- ・付属建物(物置・車庫・納屋など)の損害
- ・付属工作物(門・塀・垣根など)の損害

(2) 保障額

①地震等共済金

給付事由		自然災害共済				
		大型タイプ		標準タイプ		
被害の程度	損害の程度		一口あたり の共済金	支払限度額	一口あたり の共済金	支払限度額
全壊・全焼	住	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半壊 大規模半焼	住宅の損壊率	50%~70% 未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720 万円
半壊・半焼		20%~50% 未満	15,000円	900 万円	10,000円	600 万円
一部壊・	損害額	100 万円超	3,000円	180 万円	2,000円	120 万円

②地震等特別共済金 (契約口数が20口以上の場合のみ)

給付事由	支払額		
州门事田	大型タイプ	標準タイプ	
住宅の損害額が20万円を超え、	1 世帯あたり 4.5 万円	1世帯あたり3万円	
100 万円以下の場合			

③付属建物等特別共済金(大型タイプの住宅契約に20口以上契約がある場合のみ)

給付事由	支払額
付属建物等の損害額が20万円を超える場合	1世帯あたり3万円

④傷害費用共済金

1事故1名につき600万円限度(1口あたり最高10000円)

2. 被災報告(受付)について

(1)流れについて

- ①組合員より、地震に関する被害報告
- ②「<u>自治労共済住宅災害連絡受付票</u>」(別紙参照、自治労福島県本部HPからもダウンロードできます。)に必要事項をご記入いただき、県支部にFAXにて報告(送信漏れ等ないようにFAX前に電話いただけると幸いです)
- ③共済県支部からこくみん共済 Coop〈全労済〉損害調査部へ連携
- ④契約者宅へ必要書類を送付
 - ※現地調査時は契約者連絡先等へ日程調整等の連絡
- ⑤請求書等の提出
- ⑥審査後、共済金の給付

【 損害調査について 】

上記に記載のとおり、現場調査を省略し、「書類審査」による対応を基本とします。 書類審査にご了承いただけない場合は、感染対策を施したうえで現場調査による対応を 行う事になります。

〈補足〉上記流れ(1)で記載のとおり、電話での受付ではなく、「自治労共済住宅災害連絡受付票」での受付となるため、特に意思表示がない場合は、書類審査となり、 自宅に請求書類等が送付される運びとなります。

よって、「現場調査」を希望される場合は、票の左下の欄に「調査方法の欄」がありますので、現場調査に○をつける、または損害状況の欄や票下部の欄外等に現場調査希望と記入いただければ現場調査となりますので、受付時にご案内いただければと思います。

【 退職者の取り扱いについて 】

現職時に住まいる共済の契約があり、退職時に全労済へ契約を移転した(元)組合員からも 被災の相談等あるケースも少なからず発生していることかと思います。

退職後の窓口は、こくみん共済 coop<全労済>となりますので、以下をご案内いただければと思います。

住宅災害受付センター: 0120-131-459 (24時間・365日受付)

(2) 留意点

- ①災害は広範囲にわたることから、受付後に書類の送付(現場調査の実施)までに、相当な日数を要することが想定されますので、予めご了承ください
- ②修理・片付け等される場合は、被災箇所の写真を撮っておいてください。また、業者

等に修理を依頼する場合は、見積り・請求書(明細記載)を保管しておいてください。

③自治体発行の全壊、大規模半壊または半壊の罹災証明書がある場合は、罹災証明の損壊ランクで損害認定をおこないます。該当する罹災証明を取得済の場合は取扱いについて損害調査部に確認(住宅災害連絡受付票のFAX時に添付か、被害状況にその旨を記載いただき、請求書類等送付時に罹災証明を添付し返送(写真の有無等含め)か等々、取り扱いが現時点では未定の為)しますので、県支部までご連絡ください。

(一部壊・準半壊については、全労済の取り扱い上は、一部壊として取り扱うようになっております。)

④本事務連絡の2項以降の記載は、現時点での取り扱いにそった記載となっております。今後取扱い等が変わることもあるかもしれませんし、個々の事案においては添付書類の簡素化であったり、追加の提出等求められることもあるかもしれません。個別具体の扱いまでについて、すべてを網羅した記載とはなっていませんが、被災報告後の取り扱いについては、損害調査部の具体的な指示等にもとづくものとなりますのでご了承ください。

3. 審査について

(1)損害調査について

現場調査を省略し、書類審査による対応を基本とします。

書類審査にご了承いただけない場合は、感染対策を施したうえで現場調査による対応 を行います。(別項2 (1)の再掲)

(2) 書類審査時の提出書類

	提出書類	備考
1	共済金支払請求書	
2	写真	被害箇所の外観や部屋等の全体写真、被害があった箇所周辺の個別写真
3	被害状況自己申告書	契約者に損害箇所等を申告いただくもの(被害 状況申告書の提出をもって、事故(罹災)証明書 の提出を省略する)
4	修理業者の見積書 ※共済金額算定の参考とする	修理見積書が取得できる場合は提出いただく (ただし必須とはしません)。ただし修理内容 (修理する部材の仕様や数量など)が記載され ているものとする

(3) 罹災証明書の取り扱い

罹災証明・被災証明等については求めておりません。

ただし、別項2・(2)・③に記載のとおり全壊・半壊等の記載がある罹災証明書については、罹災証明書に記載の損壊ランクで損害認定をおこないますので、発行されている場合はご一報ください。

(4) 過去給付がある場合について (調査上の取り扱い)

過去給付(2019年から現在までに、風水害等または地震等を共済事由として2回以上 ある)場合には、「過去給付履歴がある事案の損害調査の取り扱い」を基本に担当する 調査拠点で対応を行います。

(5)総合(慶弔)共済の取り扱い

総合(慶弔)共済に限り、共済金支払請求書への団体印省略を可とします。

問合せ先

全労済自治労共済推進本部福島県支部

TEL: 024-521-0336

担当: 坂内 事務局長

坂内 事業推進係長